

告示

埼玉県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
しゃくなげ荘	本庄市前原二 ―二―三	医療法人社団 清心会	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和二年九月一 日
明倫堂薬局	所沢市日吉町 九―一―長 沼ビル一F	イントロン株 式会社	介護予防居宅 療養管理指導	令和二年九月一 日